

(案)

災害時の医療救護活動に関する協定書

久留米市(以下「甲」という。)と●●●医師会(以下「乙」という。)とは、大規模な災害が発生した場合の医療救護活動について、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、久留米市地域防災計画(以下「防災計画」という。)に基づき、甲が行なう医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

(医療救護チームの要請及び派遣)

第2条 甲は、防災計画に基づく医療救護活動が必要であると認める場合は、乙に対し、医療救護チームの派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により、甲の要請を受けた場合は、医師・看護師等からなる医療救護チームを編成し、災害現場及び甲が設置する医療救護所等に派遣するものとする。

3 乙は、緊急やむを得ない事情により、甲による要請を待つことができないと判断したときは、前項の規定にかかわらず医療救護チームの派遣を行なうものとする。

4 乙は、前項の規定により医療救護チームの派遣を行った場合は、速やかに甲に報告するものとする。

5 乙は、甲の要請により開設された福祉避難所で医療活動が必要となった場合、医師及び看護師等を派遣するものとする。

(災害医療救護計画)

第3条 乙は、この協定に基づく医療救護活動を実施するため、次の事項を記載した災害医療救護計画を策定し、甲に提出するものとする。

(1) 医療救護組織及び指揮命令系統

(2) 各医療救護組織の業務

(3) 医療救護活動の実施方法

ア 災害状況の把握方法、連絡体制、具体的応援要請及び出動指令方法

イ 携行する医薬品、医療資器材等の内容

ウ その他必要な事項

2 乙は、前項の規定に基づき策定した災害医療救護計画の内容を変更したときは、変更事項を速やかに甲に提出するものとする。

(医療救護チームの活動場所)

第4条 医療救護チームは、災害現場及び甲が設置した医療救護所等において、あらかじめ策定した災害医療救護計画に基づき医療救護活動を行なうものとする。

(案)

(医療救護所)

第5条 甲は、災害の状況に応じて、災害現場に近い施設等に、医療救護所を設置する。

- 2 甲は、前項に定めるもののほか、災害の状況により必要と認めたときは、被災地周辺の医療施設等の協力を得て医療救護所を設置する。

(医療救護チームの業務)

第6条 医療救護チームの業務は、次のとおりとする。

- (1) 災害現場及び医療救護所等での負傷者等に対するトリアージ及び応急処置等の必要な医療の実施
- (2) 災害現場及び医療救護所等から医療機関への負傷者搬送時の医療
- (3) 死亡の確認及び死体の検案
- (4) その他医療救護を実施するうえで必要な措置

(指揮命令及び連絡調整)

第7条 医療救護チームに対する指揮命令は、甲が指定する者(以下「指揮命令者」という。)が行うものとする。この場合において、指揮命令者は、医療救護チームの助言を考慮するものとする。

- 2 医療救護チームの医療救護活動に係る連絡調整は、指揮命令者が自らの活動を補佐するものとして指定する医療現場指揮者が行なうものとする。

(医療救護チームの移動等)

第8条 医療救護チームは、現地までの移動、関係機関との連絡、生活手段等について、原則として、自ら確保しながら継続した活動を行なうものとする。ただし、現地までの移動が困難な場合は、甲乙協議のうえ、必要な対応を行なうものとする。

(医薬品、医療資器材等)

第9条 医療救護チームは、原則として甲が調達する医薬品、医療資器材等を使用するものとする。ただし、緊急の場合には、医療救護チームが携行したものを使用するものとする。

- 2 医療救護チームが使用する医薬品、医療資器材等の補給及び輸送は、原則として甲が行なうものとする。

(医療費)

第10条 救護所における医療費は、患者に対しては請求しないものとする。

- 2 後方医療施設における医療費は、原則として患者負担とする。ただし、災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された場合は、同法の定めるところによる。

(案)

(実費弁償等)

第11条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動等を実施した場合に要する次に掲げる経費は、甲が負担するものとする。

- (1) 医療救護チーム等の派遣に要する人件費及び諸経費
- (2) 医療救護チーム等が携行した医薬品、医療資器材等を使用した場合の実費
- (3) 医療救護チーム等の医師等が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助費
- (4) 前3号に該当しない費用であって、この協定を実施するために必要な経費

(紛争の処理)

第12条 この協定に基づき実施した医療救護活動に関し、第三者との間で紛争が生じた場合は、甲乙協力して処理および解決に当るものとする。

- 2 前項の場合において、医療従事者等が第三者から損害賠償の訴えを提起されたときは、甲は乙と協議しその解決に向けて協力するものとする。この場合において、甲が裁判の判決等に基づき当該訴えに係る損害の賠償をしたときは、甲は、医療従事者等に故意又は重大な過失がない限り、乙又は当該医療従事者等に対して求償しないものとする。

(防災訓練)

第13条 乙は、甲から要請があった場合は、各々の役割分担を認識したうえで、甲が実施する防災訓練に参加するものとする。

(実施細目)

第14条 この協定を実施するための必要な事項については、甲乙協議して実施細目を定めるものとする。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第16条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成 年 月 日までとする。ただし、この協定の有効期間満了日の1ヶ月前までに甲、乙いずれからも何らの意思表示がないときは、期間満了日の翌日から起算して1年間この協定を更新するものとし、以後も同様とする。

(案)

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲 久留米市城南町15番地3

久留米市長

乙

●●●医師会

会長

(案)

災害時の医療救護活動に関する協定実施細目

久留米市(以下「甲」という。)と●●●医師会(以下「乙」という。)とは、甲乙間で締結した災害時の医療救護活動に関する協定書(以下「協定書」という。)第14条に基づき、次のとおり実施細目を定める。

(医療救護チームの要請)

- 第1条 協定書第2条第1項に規定する要請は、協力要請書(様式第1号)により行なうものとする。ただし、緊急を要するため文書により難しい場合は、電話等迅速な方法で行なうものとする。
- 2 甲は、前項ただし書の規定により要請した場合は、乙に対し速やかに協力要請書を交付するものとする。

(医師等の派遣)

- 第2条 乙は、久留米市地域防災計画に基づき甲が設置する災害対策本部に、医師会事務局を派遣し、医療救護チーム全体の連絡調整を行なうものとする。

(医療救護活動の報告と実費弁償の請求)

- 第3条 乙は、協定書第11条の定めによる実費弁償等の請求については、医療救護活動終了後速やかに、次の規定により一括して甲に報告及び請求するものとする。
- (1) 医療救護チームの派遣に係る実費弁償等は、実費弁償等請求書(様式第2号)に医療救護チームごとの医療救護活動報告書(様式第3号)及び医療救護チーム診療記録(様式第4号)を添えて請求するものとする。
- (2) 医療救護チームが携行した医薬品、医療資器材等を使用した場合の実費弁償は、前号に掲げる様式のほか、医薬品、医療資器材等使用報告書(様式第5号)を添えて請求するものとする。
- (3) 医療救護チームの医師等が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、速やかに事故報告書(様式第6号)により報告するものとする。
- (4) 医療救護所を設置した医療施設において医療救護活動により生じた施設、設備等の損傷に係る実費弁償は、第1号に掲げる様式のほか、物件損傷等報告書(様式第7号)を添えて請求するものとする。

(実費弁償の額)

- 第4条 協定書第11条第1号に規定する経費の実費弁償の額は、福岡県災害救助法施行細則(昭和40年福岡県規則第44号)の規定を準用する。
- 2 協定書第11条第2号に規定する実費弁償の額は、医薬品等の購入価格とする。

(案)

(実費弁償等の支払)

第5条 甲は、第3条の規定により報告及び請求された実費弁償等の請求の内容が適当であると認めたときは、速やかに乙に支払うものとする。

(扶助費)

第6条 協定書第11条第3号に定める扶助費の額は、災害救助法(昭和22年法律第118号)適用時は同法の規定に基づき、それ以外のときは同法の規定に準ずるものとする。

(協議)

第7条 この細目に定めのない事項又はこの細目について疑義が生じた事項については、甲、乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第8条 この細目の有効期間は、細目締結の日から平成 年 月 日までとする。ただし、この細目の有効期間満了日の1ヶ月前までに甲乙いずれからも何らの意思表示がないときは、期間満了の日の翌日から起算して1年間この細目を更新するものとし、以後も同様とする。

この細目の締結を証するため、本書を2通作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲 久留米市城南町15番地3
久留米市長

乙
●●●医師会
会長

(案)

様式第 1 号(第 1 条関係)

第 号
平成 年 月 日

●●●医師会

会長 様

要請者 久留米市長

氏名 印

協 力 要 請 書

久留米市地域防災計画に基づく災害時の医療救護活動に関する協定実施細目第1条第1項の規定により、次のとおり協力を要請します。

災害発生日時	平成 年 月 日 時 分ごろ
災害発生場所	
災害の状況	
必要な救護活動の内容	
必要な資機材	
その他必要な事項	
現場最高責任者の職	職
氏名	氏名

(案)

様式第2号(第3条関係)

平成 年 月 日

久留米市長 様

●●●医師会

会長

印

實費弁償等請求書

久留米市地域防災計画に基づく災害時の医療救護活動に関する協定実施細目第3条第1号の規定により、次のとおり請求します。

請求金額

円

	内容	金額（円）
経費の内訳		
合計		

(案)

様式第3号(第3条関係)

平成 年 月 日

久留米市長 様

●●●医師会

会長 印

医 療 救 護 活 動 報 告 書

久留米市地域防災計画に基づく災害時の医療救護活動に関する協定実施細目第3条第1号の規定により、次のとおり報告します。

受理時間	平成 年 月 日 時 分
出動した時間	平成 年 月 日 時 分から 平成 年 月 日 時 分まで
出動した場所・人員	久留米市 人
使用した資機材等の種類・数量	

(案)

様式第4号(第3条関係)

平成 年 月 日

久留米市長 様

●●●医師会
会長 印

医 療 救 護 チ ー ム 診 療 記 録

久留米市地域防災計画に基づく災害時の医療救護活動に関する協定実施細目第3条第1号の規定により、次のとおり報告します。

出動期間	平成 年 月 日 時 分から 平成 年 月 日 時 分まで
出動者氏名	1 (職種) 2 (職種) 3 (職種) 4 (職種) 5 (職種)
診療内容	

(案)

様式第5号(第3条関係)

平成 年 月 日

久留米市長 様

●●●医師会
会長

印

医 藥 品 、 医 療 資 器 材 等 使 用 報 告 書

久留米市地域防災計画に基づく災害時の医療救護活動に関する協定実施細目第3条第2号の規定により、次のとおり報告します。

[illegible]

(案)

様式第6号(第3条関係)

平成 年 月 日

久留米市長 様

●●●医師会

会長

印

事 故 報 告 書

久留米市地域防災計画に基づく災害時の医療救護活動に関する協定実施細目第3条第3号の規定により、次のとおり報告します。

事故日時	平成 年 月 日 時 分ごろ
事故の場所	
氏名	年 月 日生 歳
罹災者の住所	
事故の概要及び程度	

(案)

様式第7号(第3条関係)

平成 年 月 日

久留米市長 様

●●●医師会
会長 印

物 件 損 傷 等 報 告 書

久留米市地域防災計画に基づく災害時の医療救護活動に関する協定実施細目第3条第4号の規定により、次のとおり報告します。

物損損傷事故日時	平成 年 月 日 時 分ごろ		
事故の場所			
事故物件の内容 損傷等の内訳		損 害 額 (円)	
	損 害 合 計		